

政治資金規正法の改正を求める意見書

政治資金規正法は、「議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにする」ため、制定された法律であり、基本理念において、政治資金の収支の状況を明らかにすることを旨としている。

ところが、昨今の政治資金に係る状況を見ると、この法の精神、目的に照らし、本旨とは異なる支出が散見されるなど、国民の政治不信を招く事態となっている。

このことは、政治資金を充当し得る支出である詳細な根拠の具備を求めていること、収支報告書に支出の内容や目的を詳細に記載する必要がないことなど、同法による規定が曖昧さを許すものであることも、その一因である。

したがって、政治資金規正法において、政治資金として支出する際には、領収書等のほか根拠となる書類の具備を求めるとともに、収支報告書へのより詳細な記載を必要とするなど、政治資金の収支状況をできる限り国民に明らかにし、もって政治資金の使い方を正し、国民の信頼を回復することが求められる。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、政治資金規正法の所要の改正を行うよう強く要請する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年6月30日

三鷹市議会議長 後藤 貴光